文教委員会説明資料

令和4年10月19日

14	•	名		貝
(子	ども家庭	部)		
1	報告第2	2 3 号	専決処分した事件の報告及び承認について	2

(教育委員会)

報告第23号説明資料

令和4年10月19日

件 名	専決処分した事件の報告及び承認について	
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課	
	1 専決処分した事件 指定管理業務履行等請求民事調停事件の申立て	
	2 調停の申立て理由	
	間で「年度協定書」を毎年締結し、各年度の額や支払方法等の詳細を定め、これに基づき支払うこととなっている。	
	・ しかし、相手方は管理運営経費の執行残額を指定管理者の収益とすることを認める内容の年度協定書の締結を求めており、区と相手方との間では、令和3年度及び令和4年度の年度協定書の締結に至っていない。	
	・ そのため、区は、相手方に対し、令和3年度及び令和4年度 の管理運営経費を支払うことができていない。	
内容	・ 区としては、速やかに年度協定書を締結したうえで管理運営 経費を支払いたいと考えているが、前述の理由により相手方 が年度協定書の締結に応じていない。	
	・ さらに、相手方は、区から令和3年度及び令和4年度の管理 運営経費が支払われていないことを理由に、基本協定書に定 める次期指定管理者への引継や業務評価シートの提出、新規 入園希望者の受け入れを拒否している。	
	・ このような状況を受けて、区は相手方に対し、管理運営経費 の支払に必要な年度協定書の締結及び基本協定書に定める指 定管理業務の適切な履行等を求めるため、東京簡易裁判所へ の民事調停の申立てを行った。	
	3 専決処分の理由	
	(1)次期指定管理者への引継は、本来であれば令和4年6月頃から 行う必要があるが、すでに遅滞している。保育現場に次期指定管	
	理者の保育士が直接入った本格的な引継を令和5年1月から開始 する予定になっており、それまでには引継を開始する必要がある	
	ため。	

- (2) 入園内定者の受け入れ拒否という形で、区民に直接影響が出て おり、本件が決着しない限り、10月以降についても受け入れの 拒否が継続するため。
- (3) 上記について、申立て後簡易裁判所での事務処理のスケジュールを勘案すると、可能な限り早く申立てを行う必要があるため。

4 相手方

社会福祉法人じろう会 (埼玉県戸田市上戸田一丁目23番8号)

理事長 久芳 敬裕

5 指定管理施設

足立区立新田さくら保育園

6 専決処分日

令和4年9月9日

7 調停申立て日

令和4年9月14日

8 申立ての趣旨

- (1)区の相手方に対する管理運営経費の早期支払のため、令和3年 度及び令和4年度の足立区立新田さくら保育園の管理運営に関す る年度協定書を締結すること。
- (2) 相手方は、足立区立新田さくら保育園の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)の規定に基づき、次期指定管理者への足立区立新田さくら保育園の指定管理業務の引継業務を履行すること。
- (3) 相手方は、基本協定書の規定に基づき、令和3年度における相手方の足立区立新田さくら保育園の管理運営業務の履行状況にかかる業務評価を受けること。
- (4) 相手方は、基本協定書に規定する定員の範囲内で足立区立新田 さくら保育園への新規入園希望者があった場合は、これを受け入 れ、保育を行うこと。
- (5) 相手方は、足立区立新田さくら保育園の管理運営に関し保有する積立金について、その保有額及び保管状況を明らかにすること。
- (6) 相手方が保有する積立金の具体的な使途、執行計画等について、明らかにすること。
- (7) 相手方による足立区立新田さくら保育園の指定管理が終了した場合における積立金残額について、その処理方法を明らかにすること。

	9 添付資料 P5「相手方との管理運営経費に係るこれまでの経過について」
今後の方針	調停を進めるにあたっては、予算措置として同じく第3回定例会に おいて、令和3年度の委託料相当分を補正予算で計上している。

【相手方との管理運営経費に係るこれまでの経過について】

日付	経過
	・ 公設民営保育園の指定管理者に対し、年度協定書に基づき管理運営委託料 を支払い、委託料の執行残額は指定管理者が積立金として保有していたが、 多額の積立金が発生していた。
令和 2 年	・ 積立金は保育園の管理運営業務以外に使用することができないが、年度協 定書には返還等積立金の処理に関する定めが記載されていなかった。
8月末まで	・ そのため、区は各指定管理者に対し、積立金の一部返還を求めるとともに、 委託料の執行残額を指定管理者の収益とすることができる新たな年度協定 書への移行を提案した。
	・ 令和2年8月末時点で、指定管理者13者のうち9者と積立金の一部返還及び新たな年度協定書の合意が成立した。
令和 2 年 9 月 8 日	・ 区より社会福祉法人じろう会を含めた事業者(全4事業者)に対し、積立金 返還に係る民事調停の申立てを実施
令和3年 3月30日	・ 社会福祉法人じろう会より、令和2年度の年度協定書が一方的に送付される。
令和3年 4月	・ 弁護士からの助言をもとに令和2年度の年度協定書を締結し、社会福祉法 人じろう会に対し管理運営委託料(令和2年度分)を支出
令和3年4月 ~ 令和4年3月	・ 区より社会福祉法人じろう会に対し、年度協定書の案を送付するなど、締結に向けた協議を行うものの、法人からは請求書の送付にとどまり、年度協定書が締結できず、管理運営委託料の支出も行えず。
令和4年 1月25日	・ 社会福祉法人じろう会との民事調停不成立(他2者については和解成立、1者については調停継続)
令和4年	・ 区より社会福祉法人じろう会に対し、年度協定書について提出するよう電 話やメールで催促
4月~5月	・ 法人は請求書を送付していることのみをもって、委託料を支払うよう主張
令和4年 5月18日	・ 区より社会福祉法人じろう会の法人本部に対し、年度協定書等の提出を求める文書を特定記録郵便で送付
	・ 通知を受けた社会福祉法人じろう会が協議に応じたため、法人本部を訪問し、理事長等と協議を実施
令和 4 年 5 月 2 3 日	・ 法人の主張は主に以下の2点 〇「請求書を送付しているにもかかわらず支払わないのは区の債務不履行」 〇「年度協定書の内容に納得していないため締結はしない」
	・ 区としては年度協定書を締結できなければ支払いは行えないことを伝えた ところ、法人は5月25日までに結論を出すとの回答
令和4年 5月25日	・ 社会福祉法人じろう会より電話連絡があり、現状のままでは年度協定書を 締結できないと拒否
令和 4 年 6 月	・ 社会福祉法人じろう会を除いた残りの1者とも和解案がまとまり、和解が成立していないのは1法人のみとなる。